

防火計画

（目的）

第1条 この計画は、_____における火災予防に関する必要な事項を定めて、災害予防及び人命の安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（防火計画の適用範囲）

第2条 この計画は、_____におけるすべての者に適用する。

（防火担当者の任命）

第3条 代表者は、防火担当者を任命し、防火組織編成表を作成させるとともに、火災予防上必要な業務を行わせなければならない。

（防火担当者の業務）

第4条 防火担当者として、_____は、次の業務を行うものとする。

- （1）消火、通報、避難誘導体制等の確立
- （2）上記担当者の任務分担及び範囲に関すること
- （3）火気の使用及び危険物の取扱いに関する指導、監督
- （4）催し会場の適正管理
- （5）防火計画に変更が生じた場合の、代表者への報告

（防火組織の編成）

第5条 防火担当者は、次の防火組織を編成し、防火組織の機能が有効に発揮できるように統括する。

- （1）通報・連絡担当
- （2）初期消火担当
- （3）避難誘導担当
- （4）応急救護担当

（防火組織の活動）

第6条 消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

- （1）通報・連絡担当
 - ア 火災が発生したときは、通報連絡担当者又は火災を発見した者は、直ちに119番通報及び防火担当者に火災状況について連絡する。
 - イ すでに消火された火災を発見した場合も、消防署及び防火担当者に通報する。
- （2）初期消火担当
 - ア 初期消火担当者は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

- イ 消火班は、消火器等を用いて消火する。
- ウ 火災発生時、消火中、消火後の状況を防火担当者に報告すること。

(3) 避難誘導担当

- ア 避難誘導担当者は、事前に定められた避難経路等に基づいて、避難誘導する。
- イ 会場の放送設備又は拡声器等を活用して混乱が生じないように誘導する。
- ウ 定期的に人が密集する場所には事前に誘導員を配置する。
- エ 災害発生場所から、来場者等が避難できた場合には、防火担当者に報告する。

(4) 応急救護担当

- ア 応急救護班は、速やかに安全な位置に運び応急手当を行うようにする。
- イ 負傷者の、氏名、年齢、住所、電話番号、負傷程度等必要事項を記録する。
- ウ 逃げ遅れが発生した場合には、現場に急行し、安全な場所へ救出する。
- エ 負傷者等の搬送及び処置完了後に、防火担当者に報告する。

(火気及び危険物の取扱い場所)

第7条 防火担当者は、火気及び危険物の取扱いの有無、場所、態様を露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図に明記し、危険実態を把握する。

(会場の配置)

第8条 会場配置に関しては、次の各号を順守すること。

- (1) 火気及び危険物の取扱い場所並びに保管場所の周囲に、客席を設けない。
- (2) 火気及び危険物の取扱い場所並びに保管場所に、来場者が容易に入れないような措置をする。
- (3) 避難の障害となる、物品等を配置しないようにする。

(消火器の配置)

第9条 消火器は、火気を取扱う露店ごとに設置を行い、配置場所に関する図を作成する。

- 2 消火器は、破損及び腐食等がないものを配置する。
- 3 防火担当者は、催しの開催前に消火器の設置状況等確認をする。

(火災時の初動対応)

第10条 防火担当者は、火災が発生した場合の初動対応及び全体統制を行うものとする。

(計画変更に関する関係機関等への周知)

第11条 代表者又は防火担当者は、催しの防火組織の編成内容、露店出店状況、火気及び危険物の取扱い、保管場所等が変更になった場合に、関係する消防、警察等に変更した旨を、書面等により周知する。